

審査実施要領

1 審査方法

まず 第1次審査として業務実績及び価格の審査を行う。次に、第1次審査で要件を満たした者に、第2次審査としてプレゼンテーション審査を行う。第1次審査と第2次審査の合計得点（以下「総合得点」という。）が高い順に、優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

2 第1次審査（20 点）

事務局において、以下の項目について採点を行う。合計得点が8点(4割)に満たない者は、第2次審査の対象外とする。

（1）業務実績評価点（10 点）

業務実績について事務局が採点する。業務実績は、同種業務の実績状況から採点する。

（2）価格評価点（10 点）【収支計画書】

収支計画書を事務局が採点する。採点は次のとおり計算し、最低運行経費見積者の得点は10点とする。その他の者は計算結果に応じた得点（小数点第2位四捨五入）とする。

価格点=10点×（最低運行経費 / 運行経費）

※最低運行経費は、有効な提案を行った全者の中の最低運行経費とする。

3 第2次審査（80 点）

審査委員が企画提案書およびプレゼンテーションを以下の評価項目に基づき審査し、その平均点（小数点第2位四捨五入）を得点とする。

項目
1 業務実施方針・地域理解・課題認識（10 点）
2 課題解決に向けた具体的提案（30 点）
3 運行・安全管理体制（15 点）
4 独自提案・利用促進策（15 点）
5 説明力（10 点）

4 第2次審査（プレゼンテーション）の内容

（1）プレゼンテーション等の内容

ア 提出した企画提案書の内容を説明・補足するものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

イ 企画提案書のアピールポイントや、記載しきれなかった事項（イメージなど）について説明すること。

（2）期日

令和8年11月11日（水曜）※予定（詳細は別途連絡）

(3) 場所

みどり市役所（詳細は別途連絡）

(4) 出席者

1 提案者 3 名以内

(5) 実施時間

1 提案者 30 分以内

プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分とする。

(6) プレゼンテーション等の順番

プレゼンテーション等を行う順番は、受付順とする。

(7) その他

プロジェクターおよび HDMI ケーブルと、スクリーンは市で用意するが、パソコンなどの
その他必要な機器は提案者が用意すること。

5 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が 1 者の場合の取り扱い

第 1 次審査を実施し、得点が 10 点以上の場合、第 2 次審査を実施する。総合得点が 60 点以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 総合得点が同点の場合の取り扱い

第 2 次審査の得点が高い者を優先する。第 2 次審査の得点も同点の場合は、収支計画書に記載の運行経費が低い者を優先する。

以 上